

近世参詣に対する封建的規制

新城, 常三

<https://doi.org/10.15017/2328418>

出版情報 : 史淵. 90, pp.1-16, 1963-04-30. 九州大学文学部
バージョン :
権利関係 :

近世参詣に対する封建的規制

新城常三

(一)

近世に於て、交通量、参詣量は著しく上昇し、近世中期、伊勢参宮量が年間四、五十万を記録したのを始め、中世を遙かに引離して各地の社寺を訪ぬるものが著増した。その発展には勿論もろもろの原因が挙げられねばならぬが、先づ近世参詣の主体勢力たる農民并に商人の顕著な成長上昇が大前提をなすものであることはいう迄もない。更に旅宿設備、乗物の整備、及び山賊のひつ息、その他の交通環境の改善、御師宿坊制度の普及、講の発展等の諸因の累積に依り、江戸時代の遠隔参詣は、漸次発展し、やがて未曾有の盛況を記録するに至るのである。しかし乍らその反面、江戸時代と雖も、参詣の進展をたえず抑制している否定的条件、障碍が、全く存在しなかつた訳ではない。しかし、それは一般に微弱で、中世の如く、参詣発展の前に立塞り、それに甚大な打撃を及ぼす程の強力なものではなかつた。かかる障碍の弱さが、近世の参詣発展に大いに役立つているのである。しかも中世参詣の障碍が、戦乱、山賊、海賊、関税等、主として社会的、経済的な障碍であつたのに対し、近世では、これらは大方解決され、代つて政治的障碍、則ち封建領主的規制が、殆ど唯一の障碍として登場したのである。この障碍の質的变化こそ、後述の如く、中世から近世へかけての封建制度の発達を反映したものに外ならない。

参詣は、信仰行事として、一般行旅に比し概ね寛容視されたが、それが流行化するにつれて、種々な弊害を生むに至つた。ここに至り、封建領主は、次第にこれを放任し得なくなり、或はこれを制限し、時には禁止政策に迄、踏み切る場合さへあつた。とくに、参詣の遊樂的傾向の顕著化に伴ない、参詣を無用視し、果ては家族道徳の破壊として一蹴することもあつた。江戸時代初頭來、妻の物詣でを戒め、これを離婚理由の一つとして掲げた例が多いが、これは夫への絶対的忍従のみを婦徳と心得る、妻のみに苛酷な一方的な規定であるが、より消極的な参詣無用論ともなれば、早くからかなり広汎に認められる様である。既に元禄以前には五人組帳に、

一、遠国へ物詣ふで并順礼にあるき候儀、可為無用、若無搦子細有之は、前方代官へ申断、可受差凶事

と、物詣で、順礼を無用視する一節が掲げられることが、かなり多かつたようである。これとほぼ同文の規定は、この後、各地の五人組帳にも散見されるが、元禄年間、信州上伊那郡の五人組帳では、上方、奥州筋への参詣を要らざることとしているのも、又同様の趣旨を伝えたものである。かかる参詣無用論の発生は、一面に於て、参詣の敬虔な信仰行事の実質の減退、喪失に基づくとしても、その主要な根拠が、長日の留守による農耕放棄并に少なからぬ経済的支出、又それにより将来される封建的危機の懸念にある事は明白である。

長日の留守による農耕支障、浪費行為への懸念は、延宝五年阿波藩の

遠国之仏神江参詣並名所見物等に出、所之神仏を致施抹に、耕作、家業を怠り、身体を持崩し申間敷事との布令がある。更に宝曆六年、仙台藩でも、

一、近年湯殿行と申、出家、山伏、行人の所行同然之義仕、農業を怠、風俗を失候者も有之由……

とあり、更に降つては延享の頃、会津藩でも同様の事態が憂慮されている。寛政、文化の頃、常陸笠間藩主牧野貞喜も儉約令の一条として、遠隔参詣は、往々農期を失い、浪費するからとて、これを戒しめてい

農耕支障と経済支出には、季節と共に、参詣の所要日数が問題となるが、それはもちろん人により、距離に依り一様ではない、阿部正精は江戸中頃、上野、下野、常陸等、北関東地方よりの伊勢参宮の所要日数を三十日としている。^(一八)

西の四国伊予の東部小松藩からの伊勢参宮は、平均三十日前後であり、早いものは廿日位で戻っており、^(一九)長州毛利藩領でも、伊勢への往来凡そ三、四十日であつた。^(二〇)

更に九州に延びて、筑前宗像郡から宝曆、天明の頃、伊勢参宮、西国巡礼は共に平均七八十日である。^(二一)しかし参詣に要する日数は、直接往還日数のみならず、旅立ちや帰国の前後数日が、準備や疲れ休み等に空費される為、実質日数はこれを更に上廻る。阿部正精は、叙上の上野、下野、常陸等では、参宮卅日の外、出立前十日の旅仕度、帰村十日の旅疲れで計五十日は農耕を放棄すると述べている。^(二二)

以上、参詣に費消する時間は、非生産的なものに相違ないが、しかし乍、農閑期を撰ぶ場合、それ程生産の障碍とはならない。事実、農民の大半は正、二、三月の農閑期を利用してゐるのであるから問題は少ない。従つて、封建領主の危惧する処は、むしろ参詣に伴う浪費行為にあつたであろう。西鶴の「日本永代蔵」で、一富者が、貧乏追放の処方箋を求められた時、朝起は五両、夜話は八両等と勤勉の効能を奨めた外、美食、淫乱、絹物、物参り、心当無しの京上り等の禁止を挙げている。^(二三)

かくの如く参詣は、町人、商人の手近かな散財手段の一つであつたのである。

農民参詣は、商人に比すれば一般に地味ではあるが、それとても農民経済にとり極めて重い負担となることはいふ迄もない。その所要経費は個人差が甚しく、又距離、日数により千差万別で、一律に規定しがたい。磐城平藩では、享保の頃、伊勢、日光、富士、湯殿山等の参詣の経費は、一人五両であり、熊野はその倍の十両と概算している。^(二四)更に先の阿部正精は常陸、上野、下野等北関東からの参宮費用を平均一人一両、約錢四貫文と見積つている。^(二五)

しかし、更に遠隔となれば、より巨費を要する。天保の頃、肥前有田の豪商正司考棋は、九州の真宗門徒の本願寺参詣に触れて、

…米十俵も蓄えれば上京す…とあるが、この地方の時価、米一俵は一貫であるから、十貫文程度を必要としたのである。

これらの負担は、一般農民にとり決して軽いものではない。それ故に、その調達の為、講や無盡、頼母子等の相互援助的結合が必要となり、これらが全国に普及して参詣に役立っているのであるが、それでも尚、中には、路次の浪費に依り、生涯窮迫する者も少なくなかつた様である。先の延宝年間の阿波藩同様、宝暦六年近江彦根藩が、用事で京、大坂に出て、繁華の巷に出て遊興する事と、他所へ参詣に出て身を持崩す事なき様戒めたのは、かかる危険が十分予想されたからである。天和、貞享の頃、出羽庄内地方の参官者はともすれば伊勢より借金して帰国し、文化年間、陸奥の南、天領埴地方の如きは、

国風に而、西国巡礼並伊勢参宮等に分外之金錢を費し、追年衰微致し候風俗有之由

の状態であつた。^(二七)天保の頃、九州では門徒の本願寺参りには、頼母子の外にも借財して出掛けるが、旅費が意外に重なり、その負債で一生困窮する者が多かつた。^(二八)農民は生涯精々一度の旅行に、ともすれば将来を考えず、自己の経済力を超えて浪費し勝ちであつたのであろう。

領主がかくの如く農民の参詣を危惧したのは、農耕の支障、浪費等に依る農民の家計破壊等、単に個人経済を問題としたのではなく、それがやがて領主経済に悪影響を及すからであつた。その際、見遁し難いことは、大量の貨幣の国外流出による領国経済の貧窮化が懸念されたことであつた。

町鄉村之者共、伊勢参宮に出候由相聞候、他所へ金銀も出、其上金銀沢山有之様に相聞旁不宜候

と布令しており、又、磐城平藩でも、享保三年、他領参詣の為に国外に流出する金銀おびただしい為これを制限している。^(三三)

又、佐賀藩でも、天明三年

彼は過分之金銀他邦江相費候様、相聞以之外之事候

とあり、又毛利藩でも、文政六年、金銀の流出を理由として、参詣を禁止している。^(三四)

大名の参詣制限禁止は一般に殆ど他国の社寺に限られ、領内社寺に寛大であるのは例証が多い。これは距離の遠近関係にもよるが、農民の貨幣がいたずらに他国に棄て去られるのを黙し得なかつたからでもあつた。

従つて、領主は領主経済の立場から農民の長途参詣を放任し得なくなつた。勿論、それが現実に貢納を妨げるものであれば絶対に許可されない。従つて、岡山藩の如く、農民の湯治願、参宮願、高野、愛宕、金毘羅参詣等の願を、田植并に麦年貢、暮年貢取立等の農繁期を除き許可したのや、^(三五)天領陸奥白河郡塙で、拝借米銀や年貢未進者の参詣を許さず、農閑期を撰び、年貢皆済の上で始めて認めたのは、^(三六)当然各藩に共通するものであつた。仙台藩でも、延宝の頃、田地も売らず、借金もせず、他より合力も求めず、全くの自力で行い得るもののみ、参詣を許可している。^(三七)

封建領主は、農民の参詣意思を尊重し乍ら、その領主経済に及ぼす影響を慮つて、次第にこの外種々な規制を加えざるを得なかつた。その一つは費用を最低限に止める必要から、旅行日数を制限したことである。会津藩が貞享の頃、参宮者に、伊勢より直ちに下向する様、嚴重に言渡した外、^(三八)各藩で参詣日数を一定しているのも、その一つの現れである。

例えば、出羽新庄藩では、安永六年、伊勢参宮五十日とあり、^(三九)米沢藩では江戸末四十日ないし六十日と定めた。^(四〇)富山藩では、天和三年伊勢参宮二十日、愛宕及び石清水八幡参詣廿五日と規定し、^(四一)延宝の頃、加賀藩では参宮十八日と定めている。^(四二)これに対して、西国地方はどうであらうか。毛利藩では宝暦十四年伊勢参宮并に仏詣でに九十日の手形を發行しているが、^(四三)

更に、四国土佐藩では寛延の頃、四国遍路百日迄とあり、寛政の頃六旬と規定している。^(三五)更に北九州に入つては、伊勢参宮、百日が通例である。則ち福岡藩では、延享四年伊勢参宮百日、英彦山及び雲仙岳は夫々十五日とあり、^(三六)元文五年同じく伊勢参宮百日、明和四年には、伊勢参宮百日、但し、金毘羅参り、山口参り、近国入湯は、その時の願に依り、日数相極めとある。^(三七)更に隣藩、佐賀藩でも、同じく伊勢参宮百日は、元禄以来幕末迄変更がなかつた。^(三八)同藩ではこの外、宝暦の頃、英彦山十五日、温泉寺廿五日の規定がある。^(三九)これを更に、同じく佐賀藩諫早領で、明和安永の頃、伊勢参宮その外、各種の手形の実際に徴すれば、その規定された日数はおよそ次の如くであつた。^(四〇)

伊勢参宮のみの場合

普通百日―稀に百廿日

四国遍路

五十日

伊勢参宮及高野山詣で

百廿日

金毘羅、高野

百廿日

伊勢参宮及四国巡礼

百廿日―百五十日

伊勢、四国遍路

百八十日

伊勢、高野、西国

百五十日―百八十日

四国遍路、金毘羅

百日

伊勢参宮、西国巡礼、金毘羅

百五十日―百八十日

伊勢、西国、高野山、金毘羅

百五十日―百八十日

伊勢参宮、善光寺

百五十日

伊勢、高野、善光寺

百八十日

伊勢参宮、西国巡礼、善光寺

百八十日

伊勢、西国、善光寺、四国遍路、日光、江の島弁財天 二百八十日

大体以上の如くである。以上概観すれば西国が東国に比して、大分寛大のようである。この点は注目すべきであろうが、その理由は十分明かでない。これらの日数は厳守されたが、実際の所要日数との関係はどうであろうか。毛利藩では、先の如く通常伊勢参宮三四十日とし乍ら、宝暦年間九十日の手形があり、北九州筑前や、佐賀藩諫早領でも、伊勢参宮百日の規定に拘らず、実際の諸例では、その殆どが七、八十日に過ぎない。^(四一)又、四国遍路は、土佐藩の規定で六十日から百日であるが、これを伊予小松藩領民の實際に徴すれば、三四十日が普通で、稀に最高八十日であり、^(四二)十分余裕がある。しかも伊勢参宮等の場合、京都大和等その他を廻遊してのことであるから、少なくとも西国の日数規定は、領民の参詣をそれ程圧迫するものではなかつたことは事実であろう。

(二)

他国旅行、遠隔参詣は農政上、領主にとつて希しきことでなく、従つて、これを制限し禁止しようとするものも少なかつた。

江戸時代初期の例では、仙台藩では、延宝三年二月御定ヶ条の中で、在々百姓の伊勢、熊野、高野、湯殿参詣并にぬけ参りを堅く停止した。^(四三)更に肥前大村藩でも貞享二年、遠国物詣并に順礼無用たるべしと、原則的に、これを禁止した。^(四四)これは先掲の五人組帳にも共通するものであるが、しかしこれらの全ての場合、^(四五)“無拠子細”を理由に許可されているのであるから、その実効程度は疑わしい。更に、明和年間、岸和田藩では、他国参詣を禁止したが、同領民に最も関係深い伊勢参宮及び高野山并に本願寺の参詣は、除外されていたのである。^(四五)その後の例としては、文化四年、備前地方では、他国

諸神、諸仏参詣が、氏神を忍せにするとの理由で、これを制限し、又常陸笠間藩でも同様であり、又文政の頃、筑後柳河藩や弘化年間、久留米藩でも参宮や他国入湯をなるべく禁止させている。

以上の例は何れも禁止令というより、むしろ制限令であるが、かかる制限は具体的に如何なる具体的な方法に依つて行われたのであろうか。

領主の参詣制限の中、最も多いのは、一年間の参詣人数を制限することである。則ち延宝七年久留米藩の、参宮者一郡一人を始めとし、貞享二年岡山藩の、金毘羅参り一村一名、寛政年間並に文政十三年、天保年間から嘉永迄小倉藩の参宮並に本願寺参りは一手永十名であつた。一手永は十ヶ村前後であるから一村一名程度或は一名弱と観られる。更に、肥前五島藩では、寛政前後、一掛より二人が認められたが、一掛とは数ヶ村より成る。従つて恐らく一村一名弱となるが、五島の *muji*、一、かくの如しとも言えよう。

更に、寛政十一年南陸奥天領場では、代官の布令に、遠国神社の代参講の代参は、一年おきに、百軒以上の村で二人、百軒以下の村で、一人となつてゐる。

このような人数制限の外に、肥前佐賀藩諫早領の如く、代表の庄屋の参宮だけを認める方法もあつた。

封建的危機が迫るにつれて、儉約令の一環として一大消費行為たる参詣制限が強化され、更に全面的に禁止される傾向がいよいよ濃厚となつた。

領民は、当時他国旅行、遠隔参詣の為、現在の如く、自由に家を出ることが出来なかつた。途中の関所通過の為往来手形、関所手形を必要としたが、これは、普通旦那寺や村役人から簡単に交付されるか、更に領外に出る場合、庄屋五人組に届出れば済むものもあつたが、多くは領主に申請してその許可を要した。かかる規定は早くも毛利藩に万治四年の法令に見る外、奥羽八戸藩、日向延岡藩等の規定にもあり、かかる手続を採つた実例は、伊予小松藩、佐賀藩諫早領、武蔵

忍藩秩父領でも数多く残されている。^(五七)

従つて、領主はかかる手続の過程に於て、領民の他出を抑制し、制限することが出来たのであるが、その制限は實際どの程度行われたのであろうか。記録の限りでは許可の例のみで、不許可にした史料は殆ど見られず、恐らく条件と資格に欠くことなくば、殆ど許可されたのであろう。

社寺参詣の禁止は、領民の内奥に根ざす深い希望を抑圧するものであり、人心の把握上、容易に踏み切れなかつたと思われるが、とくに伊勢神宮に於て著しかつた。

伊勢は、我大廟のことなれば、大廟を拜することを禁ずること、大に民の心を取り失ふことなり

とは、海保青陵『稽古談』^(四)の一節であるが、必ずしも杞憂ではなかつたであらう。事実、会津藩で延享の頃、大勢の百姓が、参官した為に、生産力の低下と、地下の難儀とが、憂慮されたのであつたが、それにも拘らず、有力な制止手段を採ることが出来なかつた。それは藩当局が幾度か

神参之事に候へハ不残曾留候と申も如何可有之哉

と悩み続けた為で、^(五八)藩財政の危機と、神参りとくに伊勢参官への領民の熱望との間に、動揺を続け、容易に結断を下し得なかつたのである。このような民心の強い希望を考慮する時、社寺参詣、とくに伊勢参官の禁止は容易に断行し得なかつた。それにも拘らず、近世後期、各藩で、これを敢て行わねばならなかつたのは、封建的危機の深刻さが、も早や、それをも看み得ない程の事態に立至つたからであつた。

佐賀藩諺早領でも、安永の頃、伊勢参官、西国巡礼、高野参詣等を禁止していたが、安永六年に至つて、これを撤廃した。^(五九)

豊前中津藩では文政十年伊勢参官、本山参り他所見物は一定年間禁止し、^(六〇)天保十三年播磨加西郡西劍坂村地方の儉約令

でも、遍路、六部の接待停止と共に、他国への神仏詣でを五年間禁止した。^(六一) 広島藩でも嘉永二年参宮並に他国出を一切差留^(六二)め、出羽村山郡地方では嘉永六年旱損による民衆困却の為、藩主酒井忠良は向う三ヶ年の儉約令を施行し、その間の参宮を禁止した。^(六三) しかし、禁止令はこのように、必ずしも恒久的な措置ではなく、三年なり五年なりの、藩財政危機打開の臨時的対策であつたようである。藩主は、藩財政の危機程度、米産の豊凶等と睨み合せて、農民の出国、行旅、参詣等の制限を、或は緩め、或は厳にしたのである。天保六年、備後福山藩の儒官江木鰐水が参宮した時、殊に九州の肥州、筑州の参宮者が多かつたが、これは前年豊作の為、藩主が民衆の参詣を自由に許可したからといふのはかかる例であらう。^(六四)

しかし乍ら、江戸の中末期以降に於ては、藩財政の困窮は慢性的症状化していたから、財政救済の為の参詣の禁止令は、一旦はある期間を限つても、半永久化する場合もあつたのである。米沢藩では伊勢参宮、湯殿山参りを寛政七年に於て向う七年間の期限付きで禁止したが、期限の享和元年に更に七年を延期した。更に文化六年に至り五ヶ年を延期し、五年目の文化十年に至つて同十四年迄、更に三年を延した。実に二十二年間禁止されていたのである、文化十四年遂に解除されたが、間もなく文政十三年再び禁止、引き続き幕末に及んでいる。^(六五)

以上の如く、一見期限付きの禁止令でも、藩財政の建直しが困難な、江戸後期にあつては、それは、米沢藩の如く、半ば恒久化する場合も稀でなかつたであらう。しかし乍ら、その禁令は果して額面通りに厳守されたのであろうか、禁令中にも拘らず、これを冒して多数のものが、参詣に出掛ける例がまま認められるのは、この種の禁令の実施の困難さと共に、領主が、その実施に、必ずしも百分の熱意を持たなかつたことを示すであらう。例えば、文化の頃、佐賀藩では、他国参詣の禁止中にも拘らず、国を越えて、筑前太宰府天満社に赴く者夥た^(六六)だしく、豊前中津藩では、文政年間他所参詣禁止中にも拘らず、尚、禁を冒すものが多つた。^(六七) 更に、前述の如く米沢藩では、久しく伊勢参宮、会津柳津虚空蔵、湯殿参詣等を禁止したが、天保前後、農民、町人等、一切これを用いず、とくに天保三年春には、参宮人が大勢群をなしたとい

うのである。^(六八)

このように、領民の参詣に対する強い要望は、封建領主をして、長期に亘つて、領民の参詣を抑止することを困難ならしめた。参詣禁止が常に期限付きであつたのは恐らくこの為であろう。しかも禁令の解除が禁令の理由である藩財政の建直しの成功に由らず、往々民心に及ぼす影響を慮つての政治的措置であつたのは、先きの禁令中の領民の参詣と共に、民衆の参詣への希望が如何に根強いものであり、それだけに、その禁止が如何に困難なものであるかを示して余りあろう。

肥前五島藩では、百姓町人の参宮を禁止していたが、寛政十二年に至つて解除した。しかしその理由は、

元来日本開祖の神社ニ候得ハ 此土ニ生れ候てハ 不拘貴賤 参拜の志あるし^(六九) 無拋事ニ……

といふのであつた。^(六九) 又米沢藩でも文化十四年に至つて、永年の参詣禁止令を解いたが、これは禁止の理由であつた財政の困窮が解決されたからではなく、

……無際限被差留置候於者人情も如何ニ付……

と、領民の不滿を抑えかねての止なき措置であつたのである。^(七〇)

民衆の根強い参詣に対する希望が封建領主の、参詣禁止の徹底化を阻み、その長期継続を困難にしたが、これにはその外、社寺側の撤廃運動が与つて力ある場合もあつた、則ち参詣の禁令は、社寺にとり、とくにその領国を地盤とする御師、宿坊にとり致命的な打撃となつた為、彼等は封建領主に積極的に運動して、これが撤廃を企てている。佐賀藩で、安永六年と、寛政七年の両度に亘り御師橋村氏の熱心な陳情により禁令を解除せねばならなかつたのは、その一例である。^(七一)

江戸後期に頻発された各藩の参詣禁止令は、たしかに民衆の参詣に対する政治的弾圧であつたには相違ない。しかし乍ら、それらは一応期限付きであり、禁令中にも拘らず抜出すものがなくなかつた様に、必ずしも取締りは、徹底的ではなかつたようである。更に領国の内外に亘り、その禁止を長期間継続することを困難ならしむる事情が潜在しておつたの

る。かく考察する場合、諸藩の禁止令は、一般的には領民に対し、それ程深刻な影響を与え、近世参詣界の趨勢を大きく左右する程のものではなかつたものと解される。

(三)

かくの如く、とくに近世後期封建領主は、農民の他国行旅、参詣を抑制しようと、制限、禁止の圧力政策を採つたが、その外いろいろと積極的対策を講じた。その一つに領内に夫々の社寺を勧請建立して、その参詣を以て、本社本寺の参詣に代替せしめようとする合理的な足留め策があつた。

会津では、保科正之が、領内から伊勢参宮、熊野詣、西国巡礼に出る者が多く、国の費となる為、領内に伊勢神宮、熊野社、会津三十三所観音を設けたとの伝承がある。^(七)正之は上述の如く、貞享年間、巡礼の出国を禁止しているから、その可能性は十分考えられるが、未だその確証を得ない。しかしかかる例は必ずしも稀でない様である。天明の頃、古川古松軒の『西遊雜記』が、佐賀藩では、家法にて他国旅行を嚴重に制限したので、

かかる法ある故、伊勢参宮、大社へ参詣するにも願事六つかし、それ故にや、天照大神を初とし、海内名ある神社を勧請せし所有り、國中の人は、此社中へ参詣して事を済すと云、甚便利の制度にして、國の人を一人も減少すまじき法にて他國になき制度なり

と誌している。^(三)

この『西遊雜記』の名譽の為、傍証を掲げよう。佐賀藩諫早領では、これより数年前の安永五年頃、伊勢参宮を惣代庄屋を除き、全面的に禁止しているが、それと同時に

佐嘉伊勢社へ参宮仕候様

と、城下町佐賀にある伊勢社への参宮を奨めているのである。^(七四)更に降つて、文化の頃、同藩では、他国参詣の禁止中にも拘らず、国を越えて、筑前太宰府天満社に赴く者夥ただしので、牛島等領内の天満社に参るようと布令を發しており、^(七五)佐賀藩が出来るだけ他国参詣を領内社寺への参詣に転換せしめようと図つている事は事實である。

しかし乍ら、同じく肥前の豪商正司考棋に依れば、かかる例は、佐賀藩以外にもあつたらしく、彼は各地の参詣の盛行を叙した後で、

法華ハ甲州身延山、他宗ハ讃州金毘羅、伊勢等に往ク 故ニ国ニ由テハ領内ニ建置ルレドモ信仰セズと、国外参詣を抑える為、領内に伊勢神宮、金毘羅社等を勧請する国々があつたことを述べている。^(七六)

別述した処であるが、江戸時代に於ては、西国観音靈場、四国札所等が全国的に数多く移植されており、私の調査だけでも西国靈場の地方版は七十余所に及んでいる。その大半は篤信者や寺側の發起にかかるものであるが、中には領主の設立したのもあつた。これには先きの会津三十三所の伝称の外、近江膳所城下三十三所が、城主本多久充によつて宝永五年設けられた等の例がある。その設立の趣旨は国家安寧民物豊饒の為と使老少男女不涉山川万里之險路一日之中一境之間而果順札之願者乎であつたといふが、^(七七)これ亦、封建領主による領民閉じ込めの高等政策であつたかも知れない。

しかし乍ら、かかる地方的な分社、末寺、靈場等の参詣では、敬虔な信者には十分な満足を与えず、しかも多くの民衆にとり、遠隔参詣は信仰行為であるよりは、むしろ遊樂手段であるから、分社、末寺の勧請建立は、足留め策として、恐らく無意味に近かつたであろう。実際、正司考棋の……国ニ由テハ領内ニ建置ルレドモ信仰セズ……との評言の如く、一般に実効は薄かつたようである。先述の如く安永の頃、佐賀藩諫早領から伊勢参宮その外多数の手形が發行されており、天明三年には参詣者による多額の金銀流出が憂慮されている程である。

封建的危機の深化に基づいて、領民の私生活全般に対する封建的規制が、いよいよ厳しくなるに伴ない、領民最大の消

費行為たる行旅参詣に対する制限が強化され、時に禁止等の強行措置の採られるのも、又止むを得ないことであつた。かかる封建的規制こそが、近世参詣発展の殆ど唯一の否定的条件であらう。しかし乍ら、その最後の手段たる禁止行為すら、上述の如く永続的、徹底的なものでなく、目前の危機打開の爲の臨時措置であり、従つて事態の平穩化につれて、解除される場合が多いのである。且つ制限禁止の対策も、単に封建領主の直接的經濟基盤たる農民に止まり、商人には寛大であつたようである。従つて、一般に、かかる封建的規制の民衆参詣発展に与えた否定的な影響は明かなものとしても、それを余りにも高く評価することは反つて事の真相を誤るものがある。

要するに江戸時代の民衆は、中世民衆が参詣途上逢着した様な数多の障碍を殆ど体験することなく、自己の經濟力の許す限り、概ね自由にその参詣希望を果し得たものと考えられるのである。

註

- | | |
|---------------------------------------|---|
| (一) 憐民撫育法第九、五人組帳前書（近世地方經濟史料六） | (二) 永代家事記（古野清人氏筑前宗像の一家事記録 九州文化史研究所二十五周年記念論文集） |
| (二) 穂積重遠氏編、五人組法規規統上卅六ノ一 | (三) 註九 |
| 同 四十三 同書下附録十七 | (三) 拙稿近世の伊勢参宮（日本歴史一四六、一四八） |
| (三) 上伊那郡志 二一二頁 | (四) 以上同書三 |
| (四) 阿波藩民政史料 延宝五年九月十二日蝕書 | (五) 内藤政道家文書 享保三、十一郷村掟書（山口啓二氏写り） |
| (五) 宝暦六年二月御定ヶ条（仙台藩農政の研究所収） | (六) 註九 |
| (六) 会津家世実紀一五〇 延享二年四月朔日 | (七) 註九 |
| (七) 大正七年茨城県贈位者事蹟 三九頁所収史料 | (七) 經濟問答秘録十四及十八（日本經濟大典三四） |
| (八) 濟時七策（日本經濟大典三十三） | (八) 三田共有文書（東浅井郡志四ノ一六五頁） |
| (九) 会所日記（愛媛県小松町立図書館蔵） | (九) 飽海郡誌二ノ六頁 農民古風説 |
| (一〇) 毛利文庫法令一四〇の一七 正徳四年五月朔日覚（山口県立文書館蔵） | (一〇) 金沢春友氏 農山村社會經濟史五五頁所収文書 |

- (三) 註十七
- (三) 註六
- (三) 内藤政道家文書 享保三、十一郷村掟書(山口啓二氏写より)
- (四) 佐嘉諸達并觸 天明三、六(九大九州文化史研究所蔵)
- (五) 毛利文庫法令(六六ノ十九ノ三)
- (六) 藩法集一、岡山藩上法合集卷十一第六十二他所行七、又常陸でも同じ。(曲沢氏蔵、諸事留一ノ二)
- (七) 註二〇
- (八) 延宝三年六月御定ヶ条(仙台藩農政の研究)
- (九) 会津家世実記七〇 貞享四年十月十二日
- (一〇) 北村山郡史上 稲下井沢文書
- (一一) 御代々式目廿七下文化十四年十二月口達
- (一二) 前田氏家乗(越中史料二ノ六二四頁)
- (一三) 岡部氏御用留(加賀藩史料四ノ三九二頁)
- (一四) 前掲 毛利文庫 法令九三ノ二
- (一五) 制令記(土佐類從十六一十七)及び海南政典十八関市九年行司御掟他国出之覚
- (一六) 那方御法書(九大九州文化史研究所蔵)
- (一七) 御屋形日記五(佐賀県多久市立図書館蔵三木俊秋氏教示)
- (一八) 御印帳御手頭 宝曆十年控(佐賀市内庫所蔵)外に御役所日記(蓮池藩)安永四、六(九大蔵)
- (一九) 諫早日記(長崎県立図書館蔵)明和安永の頃諸所より抽出
- (二〇) 前掲及び諫早日記文政十二年二月廿日 全四月廿九日
- (二一) 前掲小松藩会所日記の諸所
- (二二) 仙台藩農政の研究第二部六
- (二三) 大村見聞集八(九大九州文化史研究所蔵)
- (二四) 岸和田藩志 三一八頁、明和之条目
- (二五) 印南郡志後篇 六八頁
- (二六) 註七及び福岡県史料七 柳河法藩令、久留米小史十、第三法令ノ二
- (二七) 福岡県史料五 久留米藩法令 延宝七年八月
- (二八) 藩法集一岡山藩上 法令集十一第六十二他所行。
- (二九) 京都郡志 三二五、三二七、三三〇頁所収小倉藩触書。及び六角文書 天保七年、嘉永六年触(九大九州文化史研究所蔵)
- (三〇) 律令採要目録五(九大九州文化史研究所蔵)
- (三一) 前掲金沢氏著八一頁 檣御役所達
- (三二) 諫早日記 文政六年三月触
- (三三) 例えば公儀御触留一二七(日本財政経済史料四ノ一〇一一頁) 御郡典(加賀藩史料十二文政元年十一月十八日条)
- (三四) 近世地方経済史料三五人組異同弁
- (三五) 以上 毛利文庫法令五五ノ一、八戸藩史料三三〇頁 日向国史下一九九頁
- (三六) 諫早日記の各所及び秩父市立図書館蔵松本家御用日記
- (三七) 会津家世実紀一五〇 延享二年四月朔日
- (三八) 諫早日記 安永六年三月廿六日
- (三九) 惣町大帳 宗教資料抜書六 文政十年十一月二八日布令

近世参詣に対する封建的規制（新城）

- (六) 加西郡志 五六〇頁
 - (六) 新修広島市史七 資料編四九八号文書
 - (六) 山形県史四 嘉永六、十条西村山郡史
 - (六) 江木鯛水日記 天保六・三・十三
 - (六) 御代々御式目、二八、三十、三二、三六、
 - (六) 佐嘉諸達并触達四（米沢図書館蔵 東大史料編纂所ミニコ
ピーより）文化八・八・廿一
 - (六) 註六〇
 - (六) 御代々式目三十
 - (六) 律令採要目錄五
 - (六) 御代々式目廿七下
 - (七) 諫早日記安永六・三・廿六、及佐嘉諸達并触達二三
 - (七) 会津三十三靈所御詠歌
 - (七) 同六（帝國文庫所収）
 - (七) 諫早日記 安永五年正月八日
 - (七) 註六六
 - (七) 経済問答秘録十四
 - (七) 近江粟太郡志五ノ一〇三頁 不動寺文書
- 尚近世参詣の全般に就ては近刊の拙著『社寺参詣の社会経
済史的研究』に譲る。

Feudal Regulations of Pilgrimage in the Edo Age.

by Tsunezō SHINJŌ

With the economic growth of peasantry in the Edo age, the volume of traffic and the number of pilgrims increased rapidly. But the difficulties in pilgrimage were not so much as they had been in the mediaval age. While the difficulties in the mediaval age were chiefly social or economic (bandits, pirates, and customs duties), those in the Edo age were political (feudal regulations). This transmutation of the character of the difficulties shows the results of the evolution in the feudal system from the mediaval to the Edo age.

Considering the interference with the agricultural work, the waste in peasants' life, and the outflow of money to the other domains, feudal lords made an attempt to restrict the long journey for pilgrimage among the common people, especially among the peasantry. But this oppressive policy could hardly succeed because of the eager desire of the common people. Thus the number of pilgrims increased enormously.